

東御市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要

1 計画改定の背景

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東御市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものとして、平成28年1月に市の計画を策定した。新型コロナウイルス感染症対応の経験等を踏まえ、国及び県の行動計画が改定されたため、これらの計画に基づき市の計画を改定する。

2 対象とする疾患

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症（病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 対策の目的
 - ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
 - イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。
- (2) 対策の基本的な考え方
 - ア 柔軟な対応
 - イ 段階に応じた対応（準備期、初動期、対応期）
 - ウ 社会全体で取り組む感染拡大防止策
 - エ 市民の感染拡大防止策

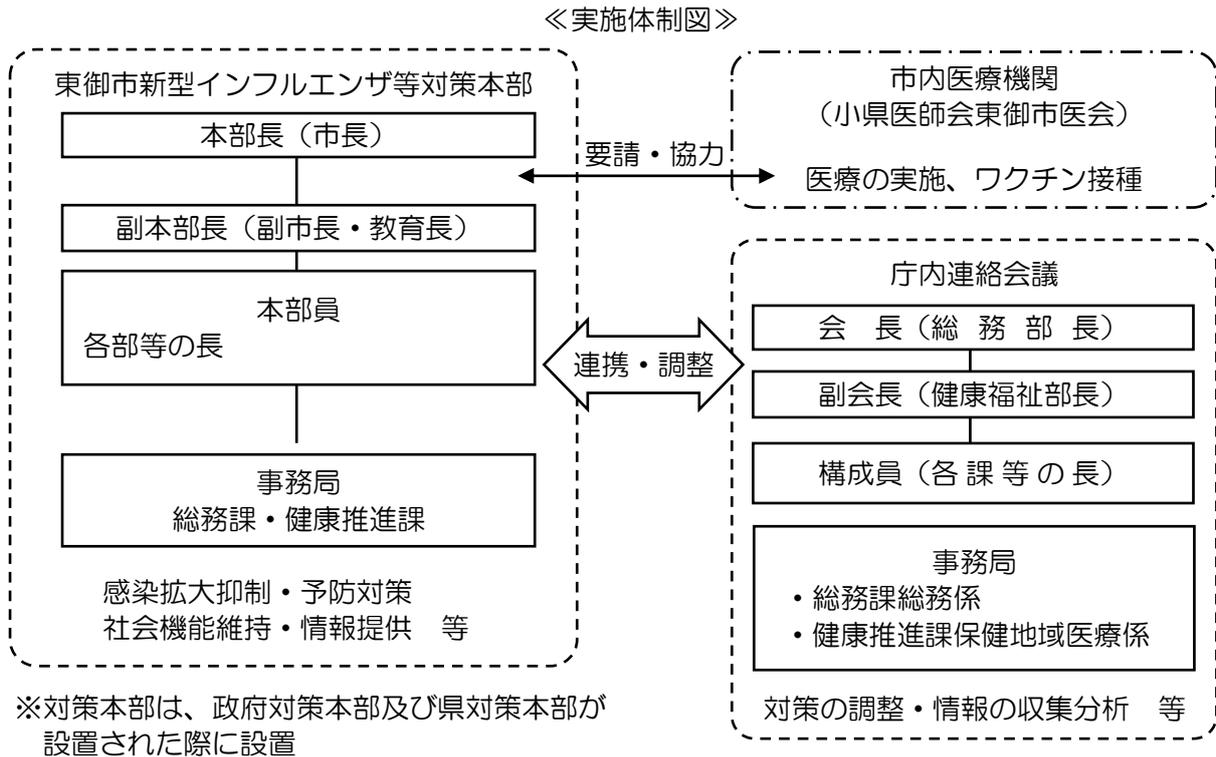
4 対策項目と主な取り組み

| 対策項目 | 主な取り組み | |
|--------------------------|--|---|
| | 準備期（発生前の段階） | 初動期（発生した段階）・対応期 |
| (1) 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と平時からの情報共有 ・ 連携体制の確認及び訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部設置 |
| (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症に関する情報、感染対策等を市民等へ情報提供・共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的根拠に基づく情報を提供・共有 ・ 相談体制の整備 |
| (3) まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の普及、理解促進等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施 |
| (4) ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な資材の確保 ・ 接種体制の構築等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種の実施 ・ ワクチンの接種日程やワクチンの有効性・安全性等を情報提供・共有 |
| (5) 保健 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する健康観察への協力 |
| (6) 物資 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等を備蓄 | — |
| (7) 住民生活及び地域経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止措置で生じ得る心身への影響を考慮し必要な施策を実施 ・ 必要に応じた生活支援等実施 |

※これらの項目の実効性を向上させるために、

- (1) 人材育成、(2) 国と地方公共団体との連携、(3) DXの推進について考慮する。

5 感染症危機管理の体制



6 予防接種

(1) 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定のため実施。

【特定接種の対象者等】

| 対象となり得る者〔接種の実施主体〕 | 備考 |
|--|--|
| ア.「医療の提供の業務」（病院、薬局等）又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」（介護施設、医薬品販売、ライフライン、輸送、マスコミ等）を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のうち、これらの業務に従事する者〔国〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者 ・対策実施に携わる公務員 ・指定公共機関制度等の基準による事業者（介護福祉事業者含む） |
| イ. 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員〔国、県、市〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・それ以外の事業者 <p>※接種順位等は、政府対策本部において決定</p> |

(2) 住民接種

国が定める接種の優先順位等に基づき住民を対象に実施。

【住民接種における対象者区分】

| 対象者区分 | 備考 |
|------------|--|
| ①医学的ハイリスク者 | 基礎疾患を有する者、妊婦 |
| ②小児 | 1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む |
| ③成人・若年者 | ①②④以外の者 |
| ④高齢者 | 65歳以上の者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者） |